相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市根洗町三四九番地二、最後の住所静岡県浜松市鴨江三丁目四四番三四号
被相続人　亡　楠本　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
静岡県浜松市中区鴨江三丁目七番一二号
相続財産管理人　弁護士　原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市中須町四九九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中千珠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
三重県津市栄町二丁目四六六番地
相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町一宇字平井二六九五番地、最後の住所大阪市城東区古市三丁目一番一―三〇二号　被相続人　亡　東原みよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階
相続財産管理人　弁護士　関根　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉北郡忠岡町忠岡中二丁目一〇九四番地、最後の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中二丁目二〇番一号
被相続人　亡　藤本美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号
相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市雲雀丘山手二丁目一二三番地二、最後の住所兵庫県三田市学園八丁目六番地五　被相続人　亡　永井　邦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市下相野二七二番地、最後の住所兵庫県三田市下相野二七二番地
被相続人　亡　森　靖宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市三良坂町三良坂九三九番地、最後の住所広島市西区三滝本町一丁目三番五号　被相続人　亡　渡邉　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
事務所広島市中区八丁堀一番二三―三〇二号
相続財産管理人　司法書士　藤井　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区南新町二丁目三〇番地、最後の住所山口県防府市大字田島一四六〇番地の四はびね防府二〇三
被相続人　亡　乾　好子

平成二十八年一月七日
大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号
相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市雲雀丘山手二丁目一二三番地二、最後の住所兵庫県三田市学園八丁目六番地五　被相続人　亡　永井　邦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市下相野二七二番地、最後の住所兵庫県三田市下相野二七二番地
被相続人　亡　森　靖宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市三良坂町三良坂九三九番地、最後の住所広島市西区三滝本町一丁目三番五号　被相続人　亡　渡邉　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
事務所広島市中区八丁堀一番二三―三〇二号
相続財産管理人　司法書士　藤井　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区南新町二丁目三〇番地、最後の住所山口県防府市大字田島一四六〇番地の四はびね防府二〇三
被相続人　亡　乾　好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
山口県防府市大字向島六二八番地
相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市西内町七番、最後の住所香川県高松市前田西町八七七番地一
被相続人　亡　松岡　史朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
香川県高松市亀岡町三番三号　川﨑達夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川﨑　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県三潴郡大木町大字大藪一〇二五番地、最後の住所福岡県三潴郡大木町大字大藪一〇二五・一〇二六番地合併一の二
被相続人　亡　小林　高明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
事務所福岡県八女市本町三八一番地五二
相続財産管理人　弁護士　青木　歳男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区西戸崎二丁目一二四番地一、最後の住所福岡市東区西戸崎三丁目七番三三号　被相続人　亡　福原　恒昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
事務所福岡市早良区曙二丁目一番一六号
あけぼの綜合事務所
相続財産管理人　久米　久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙七七二番地、最後の住所佐賀県鹿島市大字高津原一三四二番地四　コスモハイツ萩Ｂ―一〇二号
被相続人　亡　香田　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月七日
佐賀県杵島郡白石町大字東郷二一九九番地
相続財産管理人　山口都茂次

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について整理することとなりましたので、墓地使用者等、無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墓として撤去することになりますのでご承知ください。

平成二十八年一月七日
一　墳墓等所在地　東京都港区南青山二丁目二六番三八号
一　墳墓等の名称　梅窓院墓苑　三区Ｇ列四一番
一　墓地使用者の本籍及び氏名　本籍不詳　野瀬泰伸
一　撤去を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　住職　中島　真成

第31期決算公告

平成28年1月7日
札幌市北区新琴似十二条四丁目3番20号
株式会社ニトリ興業
代表取締役　似鳥　昭雄

貸借対照表の要旨

（平成27年2月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	421,792
	固定資産	866,619
	合計	1,288,412
負債及び純資産の部	流動負債	17,544
	固定負債	21,108
	株主資本	1,249,759
	資本金	101,500
	利益剰余金	1,148,259
	その他利益剰余金	1,148,259
	（うち当期純利益）	(226,247)
	合計	1,288,412